

## 高圧ガス製造施設休止届

### 根拠法令

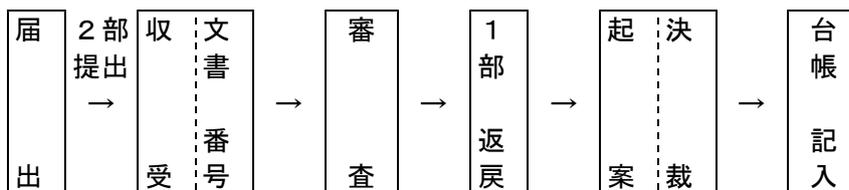
一般則第79条第2項  
 液石則第77条第2項  
 コンビ則第34条第2項

### 適用

許可を受けた高圧ガス製造施設のうち、高圧ガスの製造を1ヶ月以上にわたり継続して中止する計画をもって休止している製造施設であって、他の製造施設と明確に縁切りされていることが確認でき、かつ、その製造施設中のガスをそのガスと反応しにくい窒素等の不活性ガスで置換する等の保安上の措置が講じてある状態のもの。

※移動式製造設備は使用を休止している旨の確認が難しいので、廃止届を提出させること

### 手順



### 必要書類

- 1 高圧ガス製造施設休止届書（一般則様式第37の2、液石則様式第36の2、コンビ則様式第16の2）
- 2 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面
- 3 当該特定施設について講じた措置を記載した書面

### 審査

＜留意事項＞

- 1 他の製造施設と明確に縁切りされているか。
- 2 保安上の措置は適切か。

※休止施設の休止期間は保安管理上、休止届書を受理してから3年を限度とし、更に限度を超えて休止を継続する場合にあっては、新たに休止届書を提出させる。

### 届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

### 台帳記入

決済後、台帳に記入する。